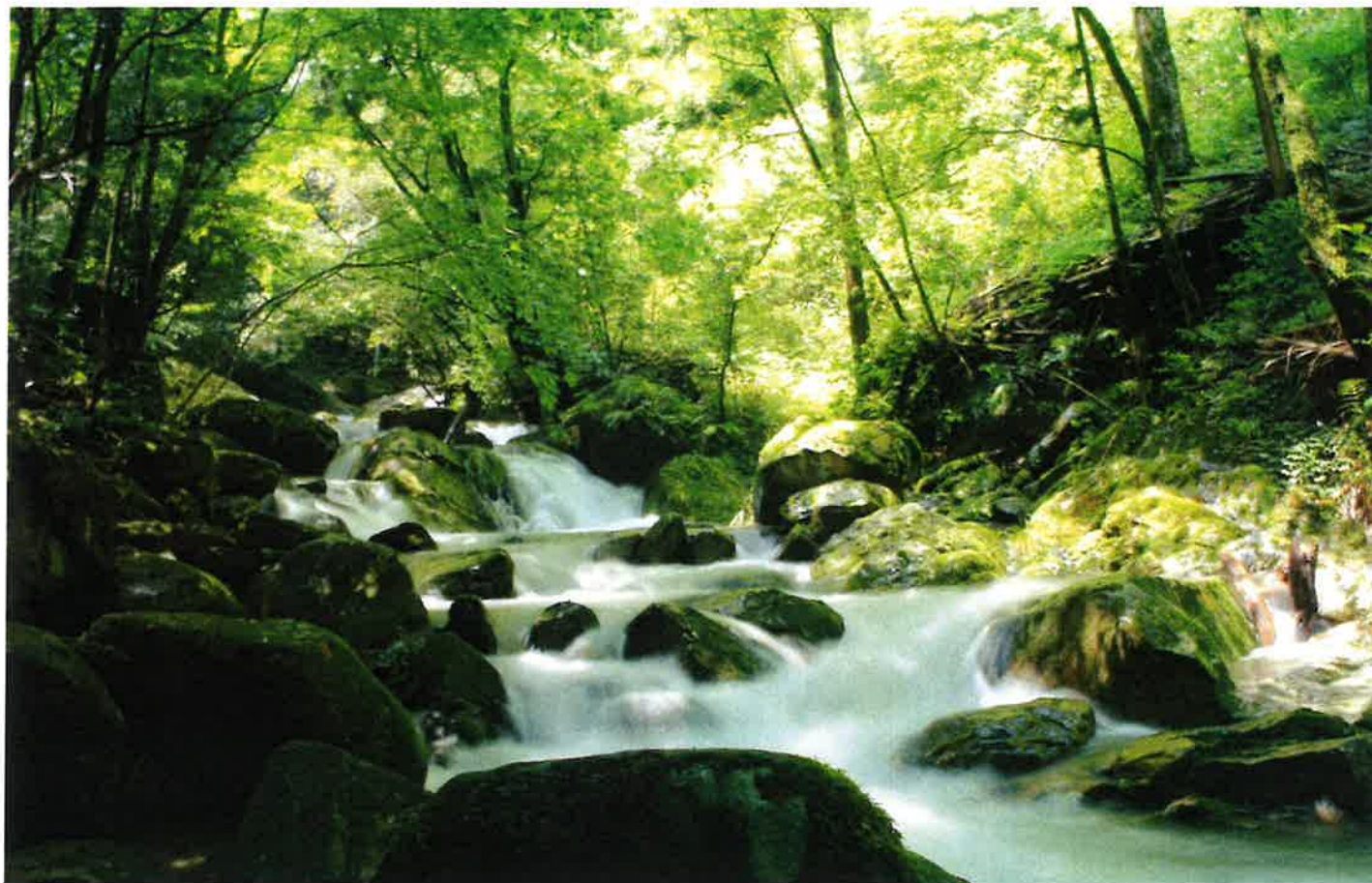




野河内溪谷（写真提供：福岡市）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)は、陸上貨物運送業を営む事業主及びその団体を会員とし、企業の自主的な労働災害防促進を通じて、労働災害の防止を図ることを目的として、労働災害防止団体法に基づき昭和39年に設立された団体です。

【お知らせ】陸運業における熱中症対策のポスターです。①ポスターの緊急連絡先に「責任者、代理者の氏名と連絡先電話番号を記し、事業場の見やすい場所に掲示ください。②安全担当者は、緊急時の連絡先等の対応要領を熟知しておいてください。③掲示物の内容が理解し、スマホで何時でも何処でも見れるように登録し、安全管理者は社員が登録完了であることを確認してください。

[熱中症掲示用ポスター.pdf](#)

【お知らせ】第44階福岡県フォークリフト大会を9月7日に筑豊緊急物資輸送センターで実施します。詳細は以下のPDF記載のとおり

福岡県フォークリフト大会

【お知らせ】改正労働法安全衛生規則施行(令和7年6月1日)に伴い厚生労働省から熱中症対策リーフレットがUPされたので、情報提す。<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

・福岡労働局より「STOP！労働災害 転倒・腰痛災害・等撲滅運動」の周知が行われました
[リーフレット](#)

掲示用

STOP 熱中症

熱中症対策が 義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

陸運業における熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー）

対象となる作業

WBGT(暑さ指数)28度以上
または、気温31度以上の環境下



連続1時間以上または、1日4時間
を超えて実施が見込まれる作業

※WBGT 値は WBGT 指数計又は環境省 HP で確認

- ①自覚症状がある場合
- ②熱中症のおそれのある者を発見した場合

作業離脱→身体冷却

意識の異常等

返事がおかしい、ぼーっとしている

自力での
水分摂取

できる

できない

救急隊要請 119

経過観察

医療機関への搬送

回復後の体調急変等により症状が悪化する場合、安全衛生推進者、衛生管理者等に連絡
→フローは「意識の異常等」に戻る。

熱中症が疑われる症状例

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、
頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温など

【他覚症状】

ふらつき生あくび、失神、大量の発汗、痙攣など

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合
安易な判断は避け、

救急安心センター事業（#7119）
等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し
専門家の指示を仰ぐこと。

○医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
○単独作業がある場合、あらかじめスマートフォンの「緊急
電話」の連絡先に、安全衛生推進者、衛生管理者等を指定す
ることにより、常に連絡できる状態を維持する。

回復後の
体調急変

※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。

作業場に掲示し、迅速かつ適切に対処できるようにしましょう。

安全担当者等の緊急連絡先



陸上貨物運送事業労働災害防止協会



公益社団法人

全日本トラック協会